

食の宝島とくしま飲食店メニューキャンペーン開催業務 仕様書

1 委託業務名

食の宝島とくしま飲食店メニューキャンペーン開催業務

2 目的

徳島県民や来県者、県外の方に食材の宝庫である「徳島の食」の魅力の発信を促進し、徳島県産食材の認知度向上と消費拡大を図る。また、徳島県内だけでなく、関西圏においても「阿波ふうどスペシャリスト」の新規認定を受ける店舗等の増加に繋げることを目的とする。

① 「阿波ふうど」とは

徳島県では、平成27年度から徳島の豊かな食の魅力や価値を伝えるブランドネーム「阿波ふうど」を活用し、全国に向けた情報発信に取り組んでいる。

② 「阿波ふうどスペシャリスト」とは

徳島の食を応援し、県と連携してその魅力を積極的に発信していただく個人・店舗等を県が認証している。令和8年4月1日時点で641名を認定している。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 対象

(1) 消費者

- ・発信力の高い20～50代の女性・ファミリー層
- ・徳島県内・関西在住のミドルシニア及びシニア層

(2) 飲食店

- ・徳島県内及び関西圏の飲食店

5 内容

(1) 徳島県産食材を使用したメニューキャンペーン

徳島県産食材を使用している、もしくは新たに使用する飲食店及びメニューに関するキャンペーンを開催し、消費者に「徳島の食」を食べられる場所を認知してもらい、発信を促すような企画を実施する。

① 徳島県内での飲食店キャンペーン

ア 集客を見込める大規模イベントが多く開催される夏から秋（8月から11月を想定）の間で、県版食育大会の開催時期である10月中旬を含んだ合計90日程度のキャンペーンを開催すること。

イ キャンペーン参加店舗を募集すること。県産食材を使用している既存メニューがある場合は、新たにメニュー開発することは必須ではない。

ウ 県民や来県者をキャンペーン店舗に誘客する企画を実施すること。

エ キャンペーン参加店舗が提供するメニューに使用する県産食材は指定しない。

オ 阿波ふうどSNSアカウント等をフォローした方の中から抽選等により特典をプレゼントすること。

カ 特典プレゼントは、総額50万円を見込むものとし、集客の向上に資するとともに、徳島県産品を活用したものとすること。（総額には②を含む）

② 関西圏での飲食店キャンペーン

ア 夏から秋（8月から11月を想定）の間で、合計90日程度のキャンペーンを開催すること。なお、①の徳島県内での飲食店メニューキャンペーンと同時期に開催しても、別の時期に開催してもよい。

イ キャンペーン参加店舗を募集すること。県産食材を使用している既存メニューがある場合は、新たにメニュー開発することは必須ではない。

ウ 徳島の食を食べられる飲食店の掘り起こしに取り組むこと。

エ 消費者をキャンペーン店舗に誘客する企画を実施すること。

オ キャンペーン参加店舗が提供するメニューに使用する県産食材は指定しない。

カ 阿波ふうどSNSアカウント等をフォローした方の中から抽選等により特典をプレゼントすること。

キ 特典プレゼントは、総額50万円を見込むものとし、集客の向上に資するとともに、徳島県産品を活用したものとすること。（総額には①を含む）

(2) キャンペーン参加者の誘客及び情報発信促進につながる広告の実施

消費者の誘客及びSNS等を活用した情報発信の促進を目的とした広告施策を実施すること。

ア キャンペーン開催前及び開催期間中に、消費者向けにキャンペーンへの参加を促すSNS広告等を作成・実施すること。

イ 阿波ふうどSNSアカウント等の管理者権限は原則として県とするが、キャンペーン期間中の運用を支援すること。

ウ 積極的に投稿してもらえるような見本となるフィード・リール投稿やプレート等を作成し、キャンペーン期間中の投稿回数が把握できるよう企画共通のハッシュタグ等を設定すること。

エ チラシ・ポスター等の販促物を作成すること。

(3) その他

ア より多くの方が「阿波ふうど」及び「阿波ふうどスペシャリスト」を認識し、新たな「阿波ふうどスペシャリスト」の発掘に繋がる効果的な企画とすること。

イ 関西圏の飲食店においては、「阿波ふうどスペシャリスト」の認定取得を促す企画となること。

ウ 実施内容などは、県と十分に協議しながら進めること。

エ 想定される参加店舗数及び参加者数、店舗の売上拡大ならびにキャンペーン期間中の投稿数等、キャンペーンを通じたKPI（重要業績評価指標）を1つ以上設定すること。

6 成果物

- (1) キャンペーン企画にかかる電子データや素材
- (2) 打合せ業務のまとめ
- (3) 事業報告書

本事業の実施に伴う成果物に係る著作権などの権利については、県に帰属するものとする。受託者は委託期間終了後も県が本事業に関する成果物の電子データなどの提出を求めた場合は、これに応じること。成果物の納品方法等については、県と協議し決定すること。

7 留意事項

(1) 県との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と本業務に係る打合せを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- ア 受託者は、本業務の履行にあたり関係機関との連絡調整を行うこと。
- イ 受託者は、本業務の履行にあたり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- ウ 受託者は本業務の履行にあたり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(2) 県への報告

県は、本業務を円滑に遂行するため、受託者に対して県が求める事項について報告を求めることができる。また、受託者はこの報告の求めを受けたときは、当該事項について速やかに県に報告しなければならない。

委託業務完了後、受託者は速やかに事業報告書を県に送付すること。

(3) その他

- ア 受託者は、著作権等の問題が生じないように配慮すること。
- イ 受託者は、業務遂行の過程で知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様である。
- ウ この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。